

静岡県介護支援専門員協会

倫 理 綱 領

私たち介護支援専門員は、介護保険制度運用の要に位置する専門職として、介護保険制度の基本理念を遵守し、社会的責任を果たし、利用者の真の幸せのために、自らを律する行動指針としてこの倫理綱領を定める。

- 1 私たちは、利用者の人権及びその主体性を尊重し、業務を遂行する。
- 2 私たちは、公平性・中立性の立場に立ち、職務を遂行する。
- 3 私たちは、職務上知り得た個人情報厳守する。
- 4 私たちは、利用者の立場に立ち、利用者の自立と利用者及びその家族の生活の質の向上を支援する。
- 5 私たちは、職務上の地位を他の目的に利用しない。
- 6 私たちは、他の専門職団体との交流及び関係機関との連帯を図り、常に専門的知識、技術の向上に努める。
- 7 私たちは、利用者の身近な代弁者として、各サービス提供機関のサービス内容の修正や質の向上の働きかけをしなければならない。
- 8 私たちは、自ら利用者の利益を侵害したり、専門職の信頼を損なうことがあってはならない。そのようなことがある場合は、その事実を本人に指摘したり、その所属機関に対して必要な措置を取ることを要求することができる。

私たちは、常に本倫理綱領の趣旨を尊重するとともに、その所属する機関が常にその基本精神を遵守するように働きかけなければならない。

(平成13年10月10日 採択)